

平成 19 年 1 月 29 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

お客さま情報が記載された書類の紛失について

1 月 22 日、弊社東松山支店嵐山出張所が嵐山町指定金融機関へお客さまの情報が記載された書類を持ち込む過程において、同書類を紛失したことが判明いたしました。

紛失しました書類は、嵐山町に納付する国民健康保険、固定資産税、町県民税の領収済通知書、計 15 名様分 25 枚で、納付者の方の住所、氏名、納税額等が記載されたものです。

税金収納金融機関が指定金融機関を通じて市役所、町役場等にお渡りする納付書の一部

本件については、所管警察署に遺失届けを提出するとともに、該当されるお客さまへ謝罪と事実関係のご説明をさせていただいております。なお、現時点で情報の不正使用等の事実は確認されておりません。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に向け、お客さま情報の管理につきまして、さらに徹底してまいります。

以 上